

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月6日
【会社名】	株式会社ニフコ
【英訳名】	NIFCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴尾 雅春
【本店の所在の場所】	神奈川県横須賀市光の丘5番3号
【電話番号】	046(839)0225
【事務連絡者氏名】	総務部長 久保 兼一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝5丁目36番7号 三田ベルジュビル20階
【電話番号】	03(5476)4850
【事務連絡者氏名】	総務部長 久保 兼一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月24日開催の当社第69回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金28円（普通配当28円）

配当総額 2,852,749,312円

効力発生日 2021年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、監査役および監査役会に関する規定を削除し、監査等委員および監査等委員会に関する規定を新設する。

併せて、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除できる旨および非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の改定を行う。加えて、監査役の実任免除規定の削除に伴う経過措置として附則を設ける。

また、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定を新設する。

さらに、機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の改定を行う。

第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

監査等委員でない取締役として、山本利行、柴尾雅春、矢内俊樹、野々垣好子、ブライアン・K・ヘイウッド、安部真行を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、本多純二、荒井俊行、松本光博を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、若林正和を選任する。

第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員でない取締役の報酬の支給限度額を年額460百万円以内（うち社外取締役60百万円以内）とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬の支給限度額を年額90百万円以内とする。

第8号議案 監査等委員でない取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

監査等委員でない取締役及び執行役員（社外取締役および海外居住者を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度を一部変更した上で、継続する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	928,564	6,762	16,670	(注)1	可決 97.51
第2号議案	839,159	112,837	0	(注)2	可決 88.12
第3号議案				(注)3	
山本 利行	942,589	9,407	0		可決 98.99
柴尾 雅春	946,009	5,987	0		可決 99.34
矢内 俊樹	947,550	4,446	0		可決 99.51
野々垣 好子	948,422	3,554	0		可決 99.60
ブライアン・K・ヘイウッド	855,103	96,890	0		可決 89.80
安部 真行	951,835	162	0		可決 99.96
第4号議案				(注)3	
本多 純二	936,867	15,128	0		可決 98.38
荒井 俊行	942,965	9,031	0		可決 99.02
松本 光博	943,008	8,988	0		可決 99.03
第5号議案				(注)3	
若林 正和	951,919	78	0		可決 99.97
第6号議案	951,291	436	270	(注)1	可決 99.90
第7号議案	951,339	388	270	(注)1	可決 99.90
第8号議案	948,954	3,043	0	(注)1	可決 99.65

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上